

北陸信越運輸局報



明日の交通・環境を創造します。

令和2年9月23日（水曜日） 第627号

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目次

公 示	△「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」の一部改正について	・・・P 1
	△タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について	・・・P 1
雑 報	△訂正	・・・P 5

○ 公 示

■ 公示第23号（自動車交通部）

「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」の一部改正について

「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」（平成29年8月23日付け公示第33号）を別紙のとおり一部改正する。

令和2年9月11日

北陸信越運輸局長 野津 真生

※別紙は6～8頁参照

■ 公示第24号（自動車交通部）

タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について

現在、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う食料及び飲料（以下「食料等」という。）の運送に係るニーズの増加等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について」（令和2年4月21日付け事務連絡）により、令和2年9月30日まで、一般乗用旅客自動車運送事業者（ハイヤー及び個人タクシー事業者を含み、福祉限定許可事業者を除く。以下「タクシー事業者」という。）が有償で食料等を運送することを道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号に基づき特例的に認めることとしている（以下「特例措置」という。）。この間、食事はデリバリーや出前を利用するといった「新しい生活様式」が普及し、そのニーズは引き続き見込まれるとともに、タクシー事業者が食料等の運送を行うことへの期待も強いところである。

さらに、タクシー事業者による食料等の運送については、特例措置を開始して以降、地域公共交通という重要な役割を担うタクシー事業者の本業である一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）への影響という観点から、また、タクシーにより食料等を運送するという貨物運送上の安全性の観点からも、一定の条件下においては、大きな問題等が生じないことが確認できたところである。

こうした状況を鑑み、タクシー事業者の安全管理能力等も踏まえ、タクシー事業者が一定の条件の下において食料等に限り有償で貨物運送を行うことを貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づき認めることとし、今般、タクシー事業者がタクシー事業の用に供する事業用自動車（福祉輸送事業の用に供する車両を除く。以下「タクシー車両」という。）を用いて食料等に係る貨物自動車運送事業を行う場合の同法に基づく許可の取扱い等について下記のとおり定めたので、公示する。

なお、下記に定めのない事項については「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について」（平成15年2月28日付け公示第110号。以下「審査基準」という。）及び「貨物自動車運送事業運輸安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号。以下「解釈運用通達」という。）等に基づき審査を行うこととする。

令和2年9月11日

北陸信越運輸局長 野津 真生

記

1. タクシー事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い等

（1）許可の取扱い

①最低車両台数

一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両を含めて、タクシー事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

②損害賠償能力

（i）自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率（令和2年金融庁告示第8号）で定める車種の区分のうち、営業用乗用自動車に加入していれば足りることとする。

（ii）一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、タクシー事業者が管理するタクシー車両が100両以下である場合、タクシー事業者として加入すべき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者1名につき保険金の限度額が8000万円以上であるとともに、財産の損害賠償に係るものについては1事故につき保険金の限度額が200万円以上であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。ただし、タクシー事業者として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者1名につき保険金の限度額が8000万円以上であり、財産の損害賠償に係るものについては1事故につき保険金の限度額が200万円以上である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認される場合は、この限りではない。

③許可に付す条件

（i）運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、発地又は着地がタクシー事業に係る営業区域とすること。

(ii) 貨物の種類

食料等であって、(iii) に定める積載場所内に収容可能な大きさのものに限る。

(iii) 積載方法

積載場所については、原則としてトランク内に限ることとする。ただし、次の事項を遵守することを前提として、タクシー車両の座席スペースに積載することが食品衛生上適当であると考えられる食料等については、座席スペースに積載することができることとする。

(ア) 座席スペースに積載する場合は、冷房を効かせる、直射日光を遮断する等の所要の温度管理に係る措置を講じること。その際、車内と外気の温度差が大きくなり過ぎないように調整するなど運転者の労働環境に適切に配慮すること。

(イ) 座席スペースに積載する場合であっても、食料等を保冷ボックス等に入れるなど適切な温度管理を行うこと。

(ウ) 食料等を入れた保冷ボックス等については、荷崩れが発生しないよう、ベルトによる固定や、一定の固定された積載場所に据え置く等の措置を講ずること。

(エ) 旅客から苦情等の申告があった場合には、迅速に改善措置を講ずるとともに、運輸支局へ報告すること。

(iv) 積載できる貨物の重量

食料等の重量は、乗車定員数に20を乗じた重量(単位キログラム)とすること。

(v) 旅客運送との関係

以下の点に留意して旅客運送及び貨物運送を行うこと。

(ア) 旅客及び貨物の同時運送(混載)を行わないこと。

(イ) 個人情報の流出が生じないように、運送する貨物の伝票等を適切に管理すること。

(vi) 貨物運送に用いることができる車両

貨物運送に用いることができる車両は、タクシー事業の用に供する車両であって、審査基準に基づき届出等のあったものに限ること。

(vii) 輸送の安全確保

(ア) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)をはじめ、一般貨物自動車運送事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。

(イ) 貨物自動車運送事業に係る運行管理者を選任しない場合は、タクシー事業の運行管理者が「貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」(平成24年国土交通省告示第455号。以下「講習告示」という。)第2条第1号の基礎講習を受けた上で貨物自動車運送事業の運行管理を行うこと。なお、タクシー事業の運行管理者の選任を要しない営業所においては、講習告示第2条第1号の基礎講習を受けた者を営業所に置くこと。

(ウ) 個人タクシー事業者は、講習告示第2条第1号の基礎講習を受けること。

(viii) タクシー事業の廃止又は休止

タクシー事業を廃止した場合は本通達に係る一般貨物自動車運送事業を廃止し、タクシー事業を休止した場合は本通達に係る一般貨物自動車運送事業を廃止又は休止すること。

(ix) 貨物運送中の表示

貨物運送中は車体前面に「貨物」と表示した表示板を掲示すること。

④許可の期限

許可の期限は、令和4年9月30日とする。なお、期間満了後もタクシー車両により一般貨物自動車運送事業を行う場合については、⑤(iv)の検証結果を考慮した所定の手続を行うことにより、許可期限を延長することとする。

⑤その他

(i) 添付書類

許可申請書への添付が必要な書類のうち別途定めるものについては、添付を省略することとする。

(ii) 法令遵守

申請者又はその法人の役員に対して、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有し、かつ、その法令を遵守することを求める。

(iii) 事業報告

タクシー事業者は、貨物自動車運送事業法等の関係法令に基づき、本通達に係る事業に関し報告を求められたときは報告書を提出することとする。

(iv) 検証

(iii)に係るタクシー事業者からの報告等を踏まえ、本通達に係る措置の運用状況について3か月ごとに検討を加え、必要がある場合には、その結果に基づいて運用の見直し等必要な措置を講ずるとともに、検証に際しタクシー事業者による許可の条件に係る違反が発覚した場合には、許可の取消し等の措置を講ずることとする。

(2) 運行管理等

- ① 食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両の車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者（以下「貨物の運行管理者」という。）を選任しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する者を置くことを以て、代えることができることとする。

(i) タクシー事業の運行管理者であって、講習告示第2条第1号の基礎講習を受けた者

(ii) タクシーの運行管理者の選任を要しない営業所において、講習告示第2条第1号の基礎講習を受けた者

(iii) 個人タクシー事業者であって、講習告示第2条第1号の基礎講習を受けた者

- ② 食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業の運行管理者の講習について、①(i)から(iii)の者には、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第23条第1項1号を適用することとする。

- ③ 食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両の車両数が安全規則第2条の3の規模以上の場合、安全管理規程を設定し、安全統括管理者を選任し、安全管理規程及び安全統括管理者を安全規則第2条の4及び第2条の7の規定に基づき届け出なければならない。ただし、タクシー事業の安全管理規程及び安全統括管理者の届出を以て、代えることができることとする。

- ④ 本通達により許可を受ける食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業における運行管理に携わっていた経験は、安全規則第2条の6第1号イ及びハ並びに第24条第1項の「実務の経験」に含まないこととする。

- ⑤ 食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業の運転者に対する指導及び監督の実施については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条（第3項を除く。）の規定に基づく指導及び監督の実施を以て、代えることができることとする。

- ⑥ 食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業に従事する運転者の勤務時間及び乗務時間については、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）とする。

2. タクシー事業者による特定貨物自動車運送事業の許可の取扱い等

タクシー事業者がタクシー車両を用いて特定貨物自動車運送事業を行う場合における特定貨物自動車運送事業の許可等の取扱い等については、審査基準、解釈運用通達及び1. を準用することとする。

附 則

(適用の日)

1. 本通知による取扱いは、令和2年9月11日以降に申請を受け付けたものから適用する。

(係属事案に関する経過措置)

2. 本通達に基づく許可を受けるまで又は申請が却下されるまでの間については、別途定めるところにより、令和2年9月30日までに申請を行った者に限り個別に特例措置に係る有効期限を延長することとする。

○ 雑 報

■訂正（鉄道部）

令和2年9月11日に発行した第626号において、次のとおり掲載内容に誤りがありましたので、訂正いたします。

■索道事業の許可（鉄道部）

(正)

事業者名(法人番号)	志賀高原リゾート開発株式会社(1100001012215)
代表者	代表取締役社長 春 <u>原</u> 高志
許可年月日	令和2年9月2日
索道の種類	普通索道
索道の名称	志賀高原パルスゴンドラ
索道の位置	長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148番地の5

(誤)

事業者名(法人番号)	志賀高原リゾート開発株式会社(1100001012215)
代表者	代表取締役社長 春日 高志
許可年月日	令和2年9月2日
索道の種類	普通索道
索道の名称	志賀高原パルスゴンドラ
索道の位置	長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148番地の5

以 上

別紙 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について

新	旧
公 示 公示第 3 3 号 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について 貨物自動車運送事業の許可については、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について」（平成 15 年 2 月 28 日付け公示第 110 号）（以下「処理方針」という。）に、一般旅客自動車運送事業については、その種別に応じて、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」（平成 14 年 7 月 1 日付け公示第 3 号）、「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」（平成 14 年 7 月 1 日付け公示第 11 号）又は「一般乗用旅客自動車運送事業（1 人 1 車制個人タクシーを除く。）の許可申請に対する審査基準について」（平成 14 年 7 月 1 日付け公示第 12 号）、特定旅客自動車運送事業については「道路運送法上の申請に対する処分基準及び標準処理期間について」（平成 14 年 7 月 1 日付け北信交旅第 1 号）（これらの 4 つの公示及び通達について、以下「審査基準」という。）に、貨物自動車運送事業の運行管理者の選任については「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）（以下「貨物の解釈運用通達」という。）に、旅客自動車運送事業の運行管理者の選任については、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）（以下「旅客の解釈運用通達」という。）に基づき、それぞれ取扱っているところであるが、今般、自動車運送業の担い手を確保するとともに、過疎地域等における人流・物流サービスの持続可能性を確保することを目的として、旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理	公 示 公示第 3 3 号 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について 貨物自動車運送事業の許可については、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について」（平成 15 年 2 月 28 日付け公示第 110 号）（以下「処理方針」という。）に、一般旅客自動車運送事業については、その種別に応じて、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」（平成 14 年 7 月 1 日付け公示第 3 号）、「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」（平成 14 年 7 月 1 日付け公示第 11 号）又は「一般乗用旅客自動車運送事業（1 人 1 車制個人タクシーを除く。）の許可申請に対する審査基準について」（平成 14 年 7 月 1 日付け公示第 12 号）、特定旅客自動車運送事業については「道路運送法上の申請に対する処分基準及び標準処理期間について」（平成 14 年 7 月 1 日付け北信交旅第 1 号）（これらの 4 つの公示及び通達について、以下「審査基準」という。）に、貨物自動車運送事業の運行管理者の選任については「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）（以下「貨物の解釈運用通達」という。）に、旅客自動車運送事業の運行管理者の選任については、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）（以下「旅客の解釈運用通達」という。）に基づき、それぞれ取扱っているところであるが、今般、自動車運送業の担い手を確保するとともに、過疎地域等における人流・物流サービスの持続可能性を確保することを目的として、旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理

者の選任について、下記のとおり定めたので公示する。 平成29年8月23日 北陸信越運輸局長 江角 直樹 記 1. 乗合事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任 (略) (1) 許可の取扱い ① (略) ② 損害賠償能力 (i) 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率(令和2年金融庁告示第8号)で定める車種の区分のうち、乗合自動車(営業用)に加入していれば足りることとする。 (ii) (略) ③・④ (略) (2) (略) 2. 貸切バス事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任 (略) (1) 許可の取扱い ①・② (略) ③ 許可に付す条件 (i) 運送を行う区域 貨物運送を行う区域は、発地若しくは着地が過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域若しくは同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないもの又は発地若しくは着地が同法第2条第1項に規定する過疎地域若しくは同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が	者の選任について、下記のとおり定めたので公示する。 平成29年8月23日 北陸信越運輸局長 江角 直樹 記 1. 乗合事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任 (略) (1) 許可の取扱い ① (略) ② 損害賠償能力 (i) 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率(平成29年金融庁告示第6号)で定める車種の区分のうち、乗合自動車(営業用)に加入していれば足りることとする。 (ii) (略) ③・④ (略) (2) (略) 2. 貸切バス事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任 (略) (1) 許可の取扱い ①・② (略) ③ 許可に付す条件 (i) 運送を行う区域 貨物運送を行う区域は、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域又は同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないもの(以下「過疎地域」という。)とすること。ただし、貨物運送と同時に旅客運送を行う場合は、発地又は着地が貸切バス事業に係る営業区域内であり、かつ、
---	---

<u>3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域</u>（以下「過疎地域」という。）とすること。ただし、貨物運送と同時に旅客運送を行う場合は、発地又は着地が貸切バス事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。 （ii）～（vi） （略） ④ （略） （2）（略） 3. ～8. （略） 附 則 この公示は、平成29年9月1日以降に受理する申請から適用する。 <u>附 則（令和2年9月11日付け公示第23号で一部改正）</u> <u>この公示は、令和2年9月11日以降に申請を受け付けたものから適用する。</u>	過疎地域とすること。 （ii）～（vi） （略） ④ （略） （2）（略） 3. ～8. （略） 附 則 この公示は、平成29年9月1日以降に受理する申請から適用する。
--	--